

関係社会福祉施設等管理者 様
(政令指定都市・中核市管内を除く)

愛知県福祉局長
(公印省略)

高齢者施設等職員に対するスクリーニング検査事業の実施について (通知)

日頃より本県の福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、高齢者施設等の利用者は、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高いため、施設内感染を予防し、新たなクラスターの発生を防ぐことが重要であるため、これまで、高齢者施設等職員への集中的検査（スクリーニング検査）を実施してきたところです。

今般の感染状況等を踏まえ、引き続き高齢者施設等における施設内での感染拡大防止を図るため、令和5年10月上旬から3月末までスクリーニング検査事業を実施することとしました。

下記の内容をご確認のうえ、本検査事業の積極的な活用をお願いいたします。

なお、前回より、検査方法をPCR検査（2週間に1回程度）から抗原定性検査（週2回程度）に変更し、申込み方法等も変更しておりますので、必ず下記の各項目及び別紙1を確認したうえで、受検をお願いします。

記

1 実施期間

令和5年10月6日（金）～令和6年3月31日（日）

※ 申込期間等は**別紙1**参照。

※ 本事業は令和6年3月末で終了予定です。

2 検査回数

週2回程度

※ 週2回を超えての検査はできません。

※ 本事業は、定期的に検査を行っていただくことを目的としているため、発熱時のみに使用するなど、**備蓄としての利用はできません。**

3 対象施設

高齢者及び障害者施設・事業所等

※ 対象施設・事業所は**別紙2**の一覧を御確認ください。

4 対象者

対象施設・事業所において利用者に接する業務に従事する職員

※ 職種や、正規・非正規等の雇用形態は問いません。対象施設・事業所以外の勤務が本務であっても、対象施設と兼務している場合は対象とします。

※ 施設等の利用者や職員の家族は検査対象外です。

5 検査費用

施設、受検者の費用負担なし

6 検査方法

検査キットを用いた鼻腔ぬぐい液による抗原定性検査（自己採取）

7 委託先事業者

株式会社ムトウ名古屋営業部

8 適切な検査管理の徹底等

・検体の自己採取にあたっては、原則、医療従事者の管理下で行うこととし、医療従事者が常駐していない高齢者施設等においては検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下で適切に検査を実施してください。

※そのほかの留意点については、「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン等について（厚生労働省HP）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html

を確認してください。

・過去の同検査事業において、事業の対象外である「入所者」や「職員の家族」に検査キットを使用した事例が報告されています。こうしたことは、公費により実施する本検査の趣旨に鑑み不適切なものです。今後、このような事例が確認された場合は、検査費用の自己負担を求める可能性がありますので、改めて、適切な検査管理の徹底をお願いします。

・各施設において検査結果判明後、施設毎に委託先事業者の専用Webフォームから検査結果報告を行っていただく必要があります。報告が滞った施設の検査申込受付を停止する場合がありますので、検査実施後は必ず報告を行ってください。

・万が一、令和5年7月中旬～9月末まで実施した本事業の検査キットが残っている場合は、速やかに使用計画を立てていただき、必ず残りの検査キットを使い切る目途をつけてから、新たにキットを申し込んでください。

9 問合せ先

お問い合わせは、委託先事業者等が設置するお問い合わせ窓口にお願いいたします。

(申込み・結果報告に関するお問い合わせ)

株式会社ムトウ 電話：0120 - 920 - 667 (平日：9:00～17:00)

(検査キットの使用方法に関するお問い合わせ)

アボット ダイアグノスティクス メディカル株式会社 電話：0120 - 1874 - 86 (平日：9:00～17:00)

その他、何かありましたら、下記の県担当課あてご連絡ください。

施設種別	担当課・ご連絡先
特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス	高齢福祉課 施設グループ 052-954-6287
介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所系施設、(看護)小規模多機能型居宅介護、通所系・訪問系事業所 (医療みなしを除く)	高齢福祉課 介護保険指導第二グループ 052-954-6861
障害者施設・事業所 (入所系・短期入所系施設、通所系・訪問系事業所)	障害福祉課 事業所指導第二グループ 052-954-7400
救護施設	地域福祉課 生活保護グループ 052-954-6263

※ 本検査により陽性者が確認された場合の対応方法・支援等

- ・ 陽性者が発生した場合の対応方法

医療体制緊急確保チーム、県看護協会が作成した動画

URL：<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/clusterdoug.html>

URL：<https://www.aichi-kangokyokai.or.jp/publics/index/398/>

- ・ 発生施設に対し、施設における衛生用品等の購入、消毒の実施等に要する費用等への補助を行っています(今後、支援内容等が変更となる可能性があります。)